

令和7年度大和町不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関を受診しませんか。

	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	下記の①～④全てに該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で大和町内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) ※「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。以下同じ。	下記の①～③全てに該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時点で大和町内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)
助成対象となる検査・治療	医師が必要と認める不妊検査で、検査の開始日から原則1年内に受けたもの。 ✓ 検査開始日から原則1年内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。 ※令和6年4月1日以降に終了した不妊検査が対象です。	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療 ※令和6年4月1日以降に終了した不妊治療が対象です。
助成額	令和7年3月31日までに検査が終了した方 <u>夫婦1組につき上限3万円</u> 令和7年4月1日以降に検査が終了した方 <u>夫婦1組につき上限4万円</u>	令和7年3月31日までに治療が終了した方 <u>1回あたり上限5万円</u> 令和7年4月1日以降に治療が終了した方 <u>1回あたり上限6万円</u> ※「1回」とは、採卵から移植までを「1回」とカウントします。
助成回数	夫婦1組につき1子ごと1回	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの

申請期限

不妊検査費

検査終了日から1年以内

不妊治療費

治療終了日から1年以内



申請方法

下記の申請書類を大和町健康推進課に提出してください。

申請先

大和町健康推進課
〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
TEL:022-345-4857
受付時間:平日 8:30~17:15

申請書類

不妊検査費

受診状況	申請書類
夫婦が <u>同じ</u> 医療機関を受診した場合	<ul style="list-style-type: none">① 不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)② 夫婦の受診等証明書(様式第2号)③ 住民票の写し ※夫または妻が大和町民ではない場合に提出 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの④ (事実婚の場合)事実婚申立書
夫婦が <u>別々</u> の医療機関を受診した場合	<ul style="list-style-type: none">① 不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)② 妻の受診等証明書(様式第2号)③ 夫が不妊検査を受けたときの領収書及び明細書(<u>原本</u>)④ 住民票の写し ※夫または妻が大和町民ではない場合に提出 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの⑤ (事実婚の場合)事実婚申立書

<注意点>

- ・①不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)と②受診等証明書(様式第2号)は、ホームページからダウンロードできます。
- ・夫婦が別々の医療機関を受診した場合に添付する領収書及び明細書は、原本になります。提出していただいた領収書の原本は、コピーを取った後、郵送によりお返しいたします。

不妊治療費

申請書類

- ① 不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)
- ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書(様式第2号)
- ③ 住民票の写し
※夫または妻が大和町民ではない場合に提出
※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの
- ④ (事実婚の場合)事実婚申立書

<注意点>

- ・①不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)と②受診等証明書(様式第2号)は、ホームページからダウンロードできます。